

B E L S 評価業務手数料

【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500
計画変更申請	33,000

【共同住宅等】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	143,000 (基本料金) + 4,400 (戸当料金) × 住戸数 + 121,000 (共用部料金) ※ ※共用部審査が必要な場合のみ加算
併願申請	4,400 (戸当料金) × 住戸数 + 121,000 (共用部料金) ※ ※共用部審査が必要な場合のみ加算

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※当機関が評価書を交付した共同住宅等の計画変更に係る申請料金は、単独申請料金の1/2を乗じた料金とします。なお、計画変更料金については1,000円を上限に切り捨てることができます。

※店舗付き住宅又は長屋住宅は、共同住宅等に含まれます。

※長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とする。(併願申請の場合は、共同住宅の料金とする。)

※共同住宅等は、「住戸のみ」又は「住戸及び住戸の共用部」の評価を行っています。なお、複合建築物(共同住宅等に店舗等が併設された場合)の評価および非住宅部分の評価は行っていません。

※料金には「シール」又は「プレート等」の料金は含まれていません。

※BELS評価書を再発行する場合は、一通につき4,400円(税込)となります。

令和7年4月1日 改定
株式会社 I-P-E-C